

公益財団法人富山県新世紀産業機構 専門家派遣事業実施要領

1. 目的

公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が実施する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）は、創業者や経営の向上を図る中小企業者が抱える問題に対して民間の専門家を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

2. 定義

この要領において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）及び創業を予定する者をいう。

3. 専門家の派遣

本事業の専門家は、企業の支援要請内容に応じて経営、技術、情報化等の支援に当たるものとし、機構は以下の要領により中小企業者に対して支援を行うため、専門家の派遣を行うものとする。

(1) 派遣企業の選定

機構は、相談企業の中から支援を希望する中小企業者を募集し、当該企業から様式第1の「派遣要請書」を提出させ、本事業の対象企業を選定するものとする。

(2) 専門家派遣の対象となる中小企業者等

ア 創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。

イ 創業又は経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

ウ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(3) 専門家の選定

対象企業は、原則として登録された専門家の中から専門家を指定できることとするが、対象企業が専門家についての知見がない場合は、機構は支援要請内容に合致した専門家を選定し紹介するものとする。

(4) 派遣時間・回数

機構は、選定された対象企業の支援を求める内容に応じて、専門家に対して1日1回につき3時間以上、対象企業への支援を行うことを依頼するものとする。また、派遣回数は8回を限度とし、機構で検討の上、適切な回数を設定する。

なお原則、1事業年度内において1事業者あたり1案件とする。

(5) 専門家の守秘義務

専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た企業の秘密を遵守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(6) 中小企業者等の自己負担分

機構は、専門家の派遣にあたり、中小企業者等に、診断助言に要する経費の3分の1相当額の負担を求めることとする。

(7) 報告書の提出

専門家による診断助言の支援が終了した後、速やかに専門家から様式第2、専門家の派遣を受けた中小企業から様式第3によりそれぞれ報告書を提出させるものとする。

(8) 謝金・旅費の支給

機構は報告書の内容を確認し、その内容が適切である場合には、当該専門家からの請求書様式第4-1または第4-2に基づき、以下謝金及び旅費を支給するものとする。

ア 謝金 1回当たり 30,000 円（消費税込み）。

イ 旅費 公益財団法人富山県新世紀産業機構役員等及び職員旅費規程に準じて算定した額。但し、旅費支給額は 150,000 円を限度とする。

4. 専門家の登録

(1) 専門家の募集・登録

機構は、多岐にわたる課題に対応できるよう幅広い分野の専門家を募集し、専門家から様式第5の「専門家登録申請書」を提出させ、これに基づき専門家として登録するものとする。

なお、登録されていない専門家を対象企業が希望した場合は、その専門家を登録手続きに則り、随時登録できるものとする。

(2) 専門家の登録要件

ア 次の a~e のいずれかに該当し、中小企業支援の専門家として適当であると機構が認める者。

a 中小企業診断士、ITコーディネータ、技術士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、1級販売士、行政書士、司法書士、弁理士、1級建築士、ISO審査員資格、その他中小企業支援に有用な資格を所有する者

b コンサルタントとして経営・技術支援を行う業務及びこれに関する業務に10年以上の指導実績を有する者

c 会社等の管理者又は技術者として10年以上の実務経験を有する者

d 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

e その他中小企業支援に必要な知識と経験を有すると機構が認める者

イ 登録申請時点で適格請求書発行事業者に登録されていること。

(3) 専門家の登録期間

専門家の登録期間は、原則、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 専門家の登録取消

機構は、専門家が次のいずれかに該当するときは、専門家の登録を取り消すことができる。

ア 登録内容や報告に虚偽があることが判明した場合

- イ この要領その他法令に反する行為を行ったと認められる場合
- ウ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- エ その他本事業の専門家として不適格と認められる場合

5. 事後評価及び効果の確認

機構は、提出された報告書等により支援の内容について評価を行うとともに一定期間経過後に対象企業に対してヒアリングを行う等により、随時事業の効果の把握に努めるものとする。

6. 成果の普及

機構は、本事業により支援を得て経営の向上を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた企業の了解を得て、インターネット等を活用して他の中小企業者に情報提供することにより、同様の問題を抱える中小企業者等の迅速な問題解決に資するものとする。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。